

作成担当所属名	企画部技術管理課基準第二係
作成時期	令和5（2023）年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和10（2027）年度末

国関整技管第67号

令和5年8月1日

局内関係各課長 様

各事務（管理）所長・センター長 様

企画部 技術調整管理官

企画部 技術開発調整官

「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積を取得して歩掛を決定した場合の情報開示について」の一部改定について（通知）

建設コンサルタント業務等（補償コンサルタント業務及び建築関係コンサルタント業務を除く）の入札・契約手続きに関する事項について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、平成21年8月11日付け国関整技管第75号「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積を取得して歩掛を決定した場合の情報開示について（通知）」については廃止する。

記

1. 適用

令和5年8月1日以降に入札・契約手続き運営委員会に諮る設計業務等に適用する。

なお、設計業務等とは、測量業務、地質調査業務、設計業務、及び調査・計画業務をいう。

2. 入札・契約方式の選定について

入札・契約方式の選定については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（手続き時点での最新版）に基づき選定すること。

3. 見積りによる歩掛の決定方法について

予定価格の算出にあたって、見積りを取得して歩掛を決定するときは、別紙-1により実施することとする。

4. 見積りを取得して歩掛を決定した場合の情報開示について

見積りを取得して予定価格算出のための歩掛を決定した場合は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するため、作成した歩掛を入札参加者に開示することとする。

開示する方法は、「電子入札システム（ダウンロードシステム）」によることとし、紙入札による場合など、やむを得ない場合に限りメールまたは郵送等を行うことができるものとする。

ただし、メールまたは郵送等を行う場合であっても、送付する全ての資料に、送付先の企業名・担当者名など入札参加者名が特定できる内容を記載しないこととする。

開示する時期は入札予定日の5日前までに行うこととする。なお、見積りを取得して歩掛を決定する業務については、入札説明書に下記のとおり記載することとする。

【入札説明書記載例】

○.その他の留意事項

本業務は歩掛を作成するために見積り取得を行う業務である。見積り提出の依頼は入札参加者に対して、令和○年○月○日以降に電子入札システムで行う。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。また、見積りを取得して作成した歩掛を入札日の前日から起算して5日以前に入札参加者に電子入札システムにより参考資料として開示する。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。

5. 問合せ先

企画部 技術管理課 課長補佐（83-3314）、基準第二係（83-3341）